

預金払戻し時の本人確認のお願い

当組合は、「預金者保護法」等の趣旨を踏まえ、お客様ご自身の責任によらず盗難通帳やインターネットバンキングの悪用により、預金等を不正に払戻しされた被害に遭われた個人のお客様に対して、その被害を補償することといたしました。

また、お客様の大切なご預金が不正に払戻しされることを防止するために、窓口での預金払戻しの際に、ご本人様の確認をお願いする場合がございます。

ご面倒ではございますが、ご本人様を確認できる書類等をご持参くださいますようお願い致します。

なお、ご本人様の確認ができない場合には、やむを得ずお支払をお断りすることがございますので、ご承知おき願います。

大変お手数ではございますが、何卒ご協力いただきますようお願い申し上げます。

☆本人確認書類

1点だけで本人確認が可能な書類等(有効期限内のもの)

運転免許証、旅券(パスポート)、写真付住民基本台帳カード、
外国人登録証明書など官公署発行の写真付資格証などの書類

2点以上の組み合わせが必要なもの(有効期限内のもの)

各種保険証、年金手帳、印鑑証明書、後期高齢者医療被保険者証
などの書類

平成 20 年 7 月 22 日

長野県信用組合